

第365回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 平成30年2月22日（木）午前13時30分から14時30分まで

2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 チェルシー（2階）

3 出席者 委員：浜尾委員、井本委員、灘本委員、板倉委員、
山根委員、景山委員、児玉委員、渡部委員
水産課：小畑水産振興局長、丹下係長
境港水産事務所：細本所長
事務局：平野事務局長、志村書記、高橋書記

4 傍聴者 なし

5 議事

- (1) すくい網漁業の操業に関する指示について（協議）
- (2) 漁業権一斉切替に係る漁場計画の素案について（協議）
- (3) 太平洋クロマグロ（小型魚）の操業自粛要請について（報告）

6 議事の経過及び結果

定刻となり、平野事務局長が開会を宣言し、会長挨拶の後、会長の議事進行により議事に入った。議事録署名委員は会長より板倉委員と景山委員に指名された。また、景山委員が欠席した武良委員の委任を受けている旨発言があった。

7 議 事

(1) すくい網漁業の操業に関する指示について（協議）

〔原案に同意する旨決議された。〕

志村書記が資料1に基づき説明した。

〔渡部会長〕 委員から意見を伺う。島根県で今年度漁獲実績があった24隻について、島根県から要望はあったか。

〔志村書記〕 島根県からこの24隻で要望があった。

〔渡部会長〕 協議内容は要望どおりでいいかということか。

〔志村書記〕 はい。

〔渡部会長〕 本県は、ほとんど操業はないようだが、鳥取県の漁業者であれば、申請があれば許可としていくという方針である。

〔志村書記〕 そのとおり。

〔渡部会長〕委員の皆様、いかがか。

〔景山委員〕去年よりすくい網の漁獲はよかった。

〔渡部会長〕資料に29年は集計中とあるが。

〔志村書記〕現在、集計中である。

〔景山委員〕早く集計するように。

〔渡部会長〕漁獲があるのはいいことである。鳥取県の場合は承認をするという方向で行きたい。

〔景山委員〕問題は島根県であり、もうすぐ漁期が始まる。

〔渡部会長〕漁期開始までは漁場に来ていただかないようにするというのが、鳥取県サイドの方針であるが、これで問題ないというふうに思う。いかがか、特に意見はないか。方針どおりでよろしいということによいか。

〔一同〕はい。

〔渡部会長〕では、協議については承認するということで進めたい。

(2) 漁業権一斉切替に係る漁場計画の素案について (協議)

〔原案に同意する旨決議された。〕

丹下係長が資料2に基づき説明した。

〔渡部会長〕漁業権の免許方針の素案協議があった。委員から意見を伺う。漁業者の意見にほぼ沿った形であるが、要望どおりに近い形の認識でよろしいか。

〔志村書記〕基本的には、まずは要望を受けて計画を作成した。

〔渡部会長〕養殖は当然免許しないとできないわけであるから、調整ができれば免許するという考えでいいと思うが、問題は地びき網である。

〔景山委員〕米子の第三種の漁業権の実態はあってないようなものである。操業に出ている者もいない。問題は観光地びきを目的に漁業権を扱う場合、観光地びきは知事許可でも対応できるはずだ。観光するために他の漁業を排他するようなことではいけない。漁業権は観光のためではなく、漁業をするためのものである。観光地びきは知事許可で対応すべき。一方、第三種の漁業権は年中排他的に漁場を独占する。今回漁業権の切り替えになるわけだが、観光のために三種の漁業権を持っているのは実態に合わない。今後は漁業を主体にするための漁業権だということにするべきであり、観光するために漁業権を免許するということを知事に申したてるという内容は不適切と考える。

〔平野事務局長〕全く景山委員の言われるとおりで、そこに書いてあるところの伝統という部分については、漁業権をするときの1つの考慮にはなるかもしれないが、観光だからということで漁業権を免許するというのと言われるとおり、全くないと思う。

〔景山委員〕ここに観光と書いてある。

〔平野事務局長〕確かに観光資源というところだけが太字になっている。

〔景山委員〕海を整頓するための漁業権である。観光のために他の漁業に負担をかけるといけない。漁業者はそれで生計を立てているのだから。

〔平野事務局長〕確かに観光だからというふうなことも読めるような資料になっているが、言わ

んとしているところは、中部漁協の主要な漁業であるということがまず第1点としてある。それから、現状より中部漁協が地びき網縮小していくようであれば、そのときにはやはり知事許可漁業に切りかえるべきだというふうに思うので、今回の免許に当たっては、そのことは中部漁協のほうにもしっかりと説明はしていこうというふうに思っている。

〔渡部会長〕 その他の意見はあるか。漁業権が一番ここが議論になる。

〔景山委員〕 米子市漁協が第三種を希望しないことは大したものだ。

〔渡部会長〕 今までは影に隠れており、中部漁協については議論がなかった。

〔景山委員〕 第三種漁業権を免許すると、公共事業に対して権利使用ができるが、今はそういう時代じゃないだろう。

〔渡部会長〕 地びき網は養殖とは異なり、許可漁業で対応できる。そこがいつも議論になる。この水産課の方針を見ると、中部は漁業経営的に小さいため漁業経営を確保させないといいけないという視点だと思う。

〔景山委員〕 いや、基本的に悪いことはない。観光ということを主体に漁業権を出したっていうと、調整委員会の資質を疑われてしまう。

〔渡部会長〕 そこはちょっと引込めたほうがいいのでは。

〔景山委員〕 問題はそこだけ。

〔渡部会長〕 今回は、観光というのをちょっと塞いで、それで方針どおり行ったらどうかという御意見であるが、きちんと協議しておかないと、今後は知事に対して本協議となる。

〔景山委員〕 観光地びき網は年間10回ぐらいのものだと思う。地びき主体で生計を立てておられるところもあるが、観光を頭に出すのはよくない。

〔志村書記〕 観光地びきは夏休みに北栄町のキャンプ場に来られたお客さんに対してである。

〔景山委員〕 そんなものに漁業権免許を出すと、漁業調整委員のプライドにかかわる。

〔志村書記〕 夏以外は秋漁が本番で、本当はそのときにしっかりとした漁業をしたいとおっしゃられているが、近年は台風直撃が多く、アジの漁場ができないため漁獲量が減少しているという話を聞いた。

〔渡部会長〕 かつてのイメージは観光地びきもするけど、ちゃんと市場に出されていたイメージがある。今でも操業はしているだろう。

〔志村書記〕 操業もしている。

〔小畑水産振興局長〕 さっき説明したように、水揚げの3割程度の主要な漁業になっているというように理由にさせていただいて、観光という言葉は引込める形で調整させていただいてよろしいか。

〔渡部会長〕 あとは特段にいいですけども、皆さんも率直に意見するよう。どうぞ。

〔児玉委員〕 この切替は10年に1回であるか？

〔志村書記〕 地びき網は5年である。

〔児玉委員〕 そうしたら、4年分漁獲実績があるから、前の許可にしたときから余り変わってないということか。

〔志村書記〕 基本的な方針としてはそうである。

〔児玉委員〕 もうちょっと前から行使状況をつけてもらったほうがいいかなと思った。

〔志村書記〕 口頭で申し訳ないが、中部漁協の平成20年に行使者数が6名で、それ以降ずっと6名のままである。操業日数が平成20年が143日、21年が159、22年が133ということで、大体140から130日間あった。

〔児玉委員〕 操業日数は減ってきている。

〔平野事務局長〕 大分減っている。

〔志村書記〕 残念ながら減少傾向にある。中部漁協の生産量は20年が43トン、21年が37トン、22年が24トン、23年が21トンであり、金額が20年が1,404万円、21年が1,246万円、22年が1,051万円、23年が893万円である。米子市漁協が平成20年は実績がなかったと。平成21年からの行使者数は、21年が2人、22年が3人、23年が2人、操業日数が21年が17、22年が22、23年が17であり、21年と22年の漁獲量が不明だったが23年の漁獲量が1,893キロ、金額が84万円というふうな資料があった。

〔児玉委員〕 中部漁協は減ってきている。

〔志村書記〕 この10年間でいうと平成20年が43トンあったのに対して、ちょっと右肩下がりというか、今は18トンまで落ちている。

〔児玉委員〕 わかった。

〔志村書記〕 ただ、行使者数は変わってなくて、10年前はアジが豊漁であったが最近では小型アジはいるが大型が灘寄りに回遊しない。また、サワラがどっと灘寄りに入ってくると漁獲量、も上がるのだがそういった漁場形成がないということ。

〔景山委員〕 地びき網の行使者では5カ統あるということだな。

〔志村書記〕 そうである。

〔景山委員〕 5カ統が63日は獲るってということだな。

〔志村書記〕 延べ63日操業に出て19トン水揚げがある。

〔景山委員〕 800万円の水揚げ揚げとるという、これは観光も含めてか。

〔志村書記〕 含めている。

〔景山委員〕 この中に観光が何日ぐらいか。

〔丹下係長〕 10日程度である。

〔景山委員〕 5カ統あって10日程度、平均すると年2回となる。

〔丹下係長〕 観光して、あとは漁業、生業される。

〔景山委員〕 大々的にやるところは少ない。

〔渡部会長〕 この生産金額っていうのは何か。

〔小畑水産振興局長〕 市場に同日に出した金額である。

〔景山委員〕 伝統の地びき網は残さないといけないのだが。

〔渡部会長〕 大切な漁業である。

〔景山委員〕 昔からの文化だからそれは観光にも役立てないといけないのも理解はする。

〔板倉委員〕 組合の収入を考えれば、漁獲も上げないといけないが観光にもつなげる。そういう

ような考え方にしないと、許可がなくなったら組合の収入もなくなってしまふ。

〔景山委員〕観光の資源も組合の収入であるが、前面に出すべきではない。

〔板倉委員〕組合の収入を得るためには漁獲とあわせて観光も毎回含める。

〔志村書記〕観光資源はあくまでも副産物であって、主は漁業であることは大事にしないといけないということはよく理解した。

〔景山委員〕そこを目玉に書いておくように、ちゃんと。

〔平野事務局長〕観光が太字になっているのはいけない。

〔丹下係長〕すみません。

〔渡部会長〕特に漁業権のためにはいろんなことをするっていうのは当然だし、それは観光だろうが何だろうが、そういう事例もある。問題は、漁業権か許可かどっちでするかという議論だと思う。

〔景山委員〕観光を頭に出しとるものは許可漁業でもいい。観光を目玉にやりたいのかどうかということ。

〔渡部会長〕本当に漁業権が必要なのかという議論。

〔児玉委員〕許可漁業になった場合、どういった変化が起こるか。

〔景山委員〕一緒、操業はするのであるから。

〔児玉委員〕実態はそんなに変わらないということか。

〔渡部会長〕いろんな漁業があるなか排他的に漁業をさせ守ってやるべきかどうか。今回の切り替えでは、漁業実態が中部にあるかどうか。許可でもいいのではないかという議論もある。

〔景山委員〕許可漁業にしたほうがいい場合もある。

〔渡部会長〕守ってやらないといけない。

〔景山委員〕地びき網が操業する時には、そこに魚が来遊している時である。その際に漁業権があるからと他の漁業者に対して入ってくるなど排他するときがある。許可漁業に許可する際には他の操業を妨げてはならないという制限条件があるが、そういう漁場で網を打つような不届きな漁業者がいるところもある。

〔児玉委員〕漁業権の免許があると、優先的じゃないけど立場が強いつてことか。

〔景山委員〕そうである。

〔渡部会長〕基本的にはお互いに邪魔してはいけない。

〔景山委員〕でも、法的にはその許可は大事であり、知事許可漁業について認識不足の人がいて迷惑がかかることがある。

〔渡部会長〕大分苦労しておられる。

〔景山委員〕ああ、苦労している。大分見返すといっぱいある。余談だけでも、丹下係長、この観光地びき網を前面に出さないように。

〔丹下係長〕はい。

〔景山委員〕1カ統が年に2回ほど操業に出るために、海に全面に漁業権がかかるということ。

〔渡部会長〕今の議論も大体大分見えてきたが、次の水産課の方針で、とりあえず今回はちょっと色を消しながら免許方針で進めていくという意見のように思ったがいかがか。また、次回

5年後に漁業権の切り替え時には今日の議論も踏まえて、地びき網は知事許可漁業でいいのではないかという議論もすべきと意見する。

〔景山委員〕皆さんが漁業をすることにつながるようにすべきであり、今回米子市漁協と切り替えについて話し合った。

〔渡部会長〕一番いつももめていた泊の意見がないのであれば、漁業権ではなくてもいいという話もある。

〔志村書記〕漁業権だからこそ調整が図られているという意味も一方ではある。

〔渡部会長〕そうであればそれでいいのではないかなとは思いますが、そこは議論があったか。

〔志村書記〕今後整理は必要であると感じている。

〔渡部会長〕区画漁業権と定置漁業権は漁業者の皆さんの希望どおりだし、免許しないとできないからそのとおりでいいのではないかと思っているし、皆さんも同じ考えであると思う。地びき網については私からはもう意見はない。とりあえず今回については、委員会はこれで行かせていただくということによろしいか。次回に向けてまた議論していただくということはいかがか。

〔景山委員〕よい。

〔渡部会長〕よろしいか。

〔一同〕はい。

〔渡部会長〕原案どおりで進めていただきたいと思いますので、よろしいか。では、それで行かせていただく。

〔志村書記〕引き続き、資料2-3のほうに漁場計画の素案ということで触れさせていただいているので、そちらのほうの協議を引き続きさせていただく。

丹下係長が資料2-3を説明。

〔渡部会長〕内容としては一緒か。

〔丹下係長〕一緒である。

〔渡部会長〕これを事務的に表記したということであった。会議全体を通して漁業権の一斉更新について、切りかえ方針について何か御意見はあるか。ではこのように、質問が出なければ。

志村書記がスケジュールを説明した。

〔渡部会長〕次の委員会は3月下旬に、また5月の連休前に公聴会と委員会ということ。

(3) 太平洋クロマグロ（小型魚）の操業自粛要請について（報告）

志村書記が資料3を説明

〔渡部会長〕定置も含めて獲るなどということか。

〔志村書記〕そうである。

〔渡部会長〕まだ、枠はかなり残っているが全国においてもういっぱいになったのか。

〔志村書記〕はい。

〔渡部会長〕そういう指示があったので、獲らないように。

〔山根委員〕この定置は今、枠が余っているが、ひき縄のほうに枠を譲れないか。

〔志村書記〕 その配分についても、この海区漁業調整委員会の中で議論することになる。

〔山根委員〕 毎年定置網の枠は余っているだろう。それで、ひき縄のほうは毎年ストップかけられて、ヨコワが来遊しても出漁できないので、もうちょっと漁師のためにしてほしい。

〔渡部会長〕 要は、鳥取県として全体で枠をいっぱい使えないかという。

〔山根委員〕 今までの実績がないのであれば定置の枠を少なくできないか。

〔志村書記〕 これまで1.7トンの枠をミシン目を入れて、0.9と0.8で分けてきたが、ひき縄のほうに枠を1.5トン定置で0.2トンということになるとひき縄が枠を全部消化して、もう本当に200キロしか定置で獲れないということになる。定置に200キロヨコワが入ったら、網上げ休漁ということになる。

〔山根委員〕 そこまでしなくても、ひき網のほうを1にして、定置を0.7にするとかね。今までがそれだけの実績がないとするなら、そういう枠組みにしてもらったほうが、ひき縄としてはありがたい。

〔志村書記〕 その程度であれば。

〔渡部会長〕 県の枠のほうは県の裁量でできると。

〔志村書記〕 そうである。

〔渡部会長〕 その枠はある程度決めて、それで届けをして。

〔山根委員〕 志村さんの言うことは、県の裁量で枠配分できるということか。

〔渡部会長〕 いいのかな。

〔志村書記〕 はい。

〔小畑水産振興局長〕 ただ、そこはどっちにしても、そのひき縄される方と定置される方が話をさせていただいて、そこで了解していただかないと、なかなかこの配分は変えられないと思う。その合意が得られれば、別に県の1.7の中でね、それはできると思う。

〔山根委員〕 うん、それはそのように対応する。勝手にしたら、また定置のほうから反感を受けるから。

〔小畑水産振興局長〕 だから、そこで合意できれば、その1.7の枠をどう動かすかは、県の中でできると思う。

〔山根委員〕 それをお願いしたい。話し合いをね。

〔渡部会長〕 5月のときに申請の許可を受けると。それまでにじゃあ両方とも意見を聞いて、直接話してもらえるか。

〔志村書記〕 そうしていただきたい。

〔児玉委員〕 遠慮して獲っている。本業でヨコワを釣っている人が獲れないようになるので、全部放流した。

〔渡部会長〕 経営的にもある程度足しになるか。

〔山根委員〕 他の魚の漁獲がないとき、それ1本にかかっている人もいる。

〔児玉委員〕 ひき縄の盛漁期はいつか。

〔山根委員〕 12月、11月であるが、獲れ出したらすぐ枠上限になりストップとなる。

〔渡部会長〕 ああ、なるほど。

〔景山委員〕 定置網と、ひき縄の枠配分は最初から決めておかなければならないのか。

〔志村書記〕 はい。

〔景山委員〕 臨機応変にできないか。

〔志村書記〕 県の裁量に任されている部分もある。

〔景山委員〕 ひき縄は11月ごろ、定置網の漁期は8月とか9月であるから枠が余ったらそれを有効に使うようにしたほうがいい。

〔志村書記〕 国は、北海道の枠が大幅枠超過したということで、なるべく細かく期間別、漁業種類別に枠を配分して管理しようというふうな考えになっている。

〔小畑水産振興局長〕 1.7トンを超えてしまうとやりにくい。

〔児玉委員〕 今年は、特に他県で多く獲ってしまったから、鳥取、定置の枠がまだ残っていたが獲れなくなったということであろう。

〔志村書記〕 そのとおり。

〔小畑水産振興局長〕 来年も1.7トンにするのが決まっているのか。

〔山根委員〕 オーバーすればペナルティーになるそうだ。

〔児玉委員〕 ペナルティーがあるか。北海道が多く獲ったから、来年獲らさないとか。

〔志村書記〕 まだはっきり決まっていなかったが、平成30年の3～4月の間にルールを水産庁は決めたいとしている。

〔児玉委員〕 結局、鳥取県単県でやっても、他県が守らないからこういうことになるのだったら、ひき縄で先に獲ったほうがいいとかなりかねない。

〔志村書記〕 であるので、獲り得は許さないという全国の漁業者からの意見があり、来年枠からの引き去りということはあるだろう。

〔井本委員〕 来年以降の枠からは引き去りはされるが、一括ということには、大きい場合はならない。

〔志村書記〕 分割返済になる。

〔渡部会長〕 枠はなかなか広がらないので、本当は枠要望をするようなことなのかもしれないけど、本当に、もっと枠を広げてくれというような感じなのか。

〔井本委員〕 留保枠のほうも、小型魚のほうは250トンであり、大型魚のほうは1割、留保枠を設けるということになっている。その辺、ちょっと水政審で私も質問した。あくまで全漁業種がその枠を守った場合に、その1割の留保枠っていうのは変動する可能性はあるのかっていうのを、前回の水政審で質問したのだが、それも難しいっていうことになった。

〔渡部会長〕 TACになったら罰則があるのか。

〔志村書記〕 もし採捕停止命令に従わない場合は罰則がある。

〔児玉委員〕 罰則はあるけど、我々も対象か。

〔渡部会長〕 TACになると罰則がある。では以上報告事項であった。

8 その他

平野事務局長が別紙により沖合風力発電の情報提供をした。

〔児玉委員〕 具体的にそういうもの自体は、もう実用化されたのか。

〔小畑水産振興局長〕 今やっているのは、千葉、福島、長崎沖で試験的にやっている。そこでは風力発電を起こすのと同時に、漁業的にも例えば魚礁の代わりになるようなこともあるので、そこに魚が集まってくるとかっていう漁業的な効果とか、あるいは風車をつくるので、水温や風速データを漁業に使うとか、そういった漁業振興の面も確かにある。しかし、いかんせん、ほとんどまだ実績がないようなところ。

〔山根委員〕 土台を海底側に入れるのか。

〔小畑水産振興局長〕 土台を入れる方法と、埋めてしまう方法と、今言ったように浮かべてしまう方法と2つ種類がある。埋めてしまえば、多分影響範囲は少なくなるが、非常に工事費が高い。大体はフロートで浮かべて、アンカーを何本かつけて浮かべてやるという方法が多い。

〔児玉委員〕 切れてなくなったりする。

〔小畑水産振興局長〕 そんな心配もないことはないと思う。我々も今、正直どうしたものかと思っている。頭ごなしに話も聞かないというわけにもいかない面もある。そのときは、ぜひとも御案内させていただくのでその場で意見をお聞きいただければと思う。

〔井本委員〕 これ、結構前から、銚子沖の話は耳にしたことはあるが、悪いといいとも、全然そういう話も聞いたことがなくて、実証化の結果というのがどうなのか。

〔渡部会長〕 整備は国がするのか、促進区域みたいなものつくって、そこで手を挙げろという話か。

〔小畑水産振興局長〕 銚子沖とかもそうであるが、今までそういった、洋上風力発電に特化した法律っていうのはなかった。結局、海中を占用させるということになるので、そこに対しては3年とか5年っていう県の条例とかで定めがあるだけで、後は何の定めもなかった。今度は新法律をつくることにより、国が例えば鳥取県沖に指定した場合に、そこに業者が名乗りを上げていくっていう方法ができる。ただ、今現在、その銚子とかでやっているのは、とりあえず現在の法律のスキームの中でやっているものであるから、それはそれで別に動いてみると。だから、この法律に基づいて区域を指定した場合は、新法に乗っていき、それ以外の場所については、従来どおりの方法でやるという形になる。ただ事業者にとっては、やるのであれば新法でやったほうがその30年という長い占有の権利がもらえるので、そうしたほうが当然事業計画も組みやすいので、移るのであれば、こっちの新法のほうに移りたいという気持ちは多分どの事業者も持つのだろうと思う。

〔渡部会長〕 それは民間の事業者か。

〔小畑水産振興局長〕 はい。

〔渡部会長〕 いや、以前からこのような話は、泊や境もあった。今まで何がネックでできなかったかよくわからないが。

〔小畑水産振興局長〕 ネックっていうか、やっとうこういったその再生可能エネルギーというか、こういったことに取り組み出したのが、ちょうど5年ぐらい前である。

〔景山委員〕 一番いいのは、沿岸に固定するのがいい。今の漁業権区域に引っかからないだろうか。こういう時代になってくると、洋上風力発電を1,000メートル以内にやりかねない。

洋上でやるなら、上が重たいので下も3倍ぐらいの重みの基礎がいる。金が要ることだ。
〔小畑水産振興局長〕また御案内させていただく。
〔景山委員〕多分そういうことで、原発がダメならそういうこともしないと。
〔渡部会長〕漁業者の漁業にとってもいい、プラスだと。
〔平野事務局長〕プラスもあるというふうな話もあるが、まだそこをはっきりと言える状況ではないというのが正直な気持ち。
〔小畑水産振興局長〕千葉の結果がどうだったかっていうのはちょっとまだ我々もよく知らない。
〔渡部会長〕魚にいい悪いという議論もある。
〔渡部会長〕その他、委員からなにかあるか？

9 閉 会

〔渡部会長〕特になければ、これで委員会を終わりたいと思う。どうもありがとうございました。
〔一同〕ありがとうございました。

平成30年2月22日

議長会長

署名委員

署名委員